



目次	ページ
告示	
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要（2件）（経営支援課）	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	10
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程の一部を改正する訓令	11
監査公表	
○高知県職員措置請求についての監査の執行結果（2件）	13

告 示

高知県告示第827号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次にとおり告示する。
令和4年11月1日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和4年5月高知県告示第516号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス東雲店
高知市東雲町1-1
- 意見の概要
意見なし

高知県告示第828号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次にとおり告示する。
令和4年11月1日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和4年5月高知県告示第517号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス高知神田店
高知市神田723-2
- 意見の概要
意見なし

教 育 委 員 会 規 則

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年11月1日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第14号
高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和49年高知県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

- 第1条中「施行について」を「規定に基づき、条例の施行に関し」に改める。
- 第2条中「規定による」を削り、同条第3号中「。以下この号において「法」という。」を削り、「法に」を「同法に」に改める。
- 第3条中「学校長」を「、申請者が在学する高等学校の校長（以下「学校長」という。）」に改める。
- 第4条中「規定による貸与申請書」を「修学奨励資金貸与申請書」に、「貸与を」を「修学奨励資金の貸与を」に、「貸与ができない」を「修学奨励資金の貸与ができない」に改める。
- 第5条の見出しを「（連帯保証人）」に改める。
- 第6条の見出し中「交付」を「交付手続」に改め、同条第1項中「3箇月ごと」を「3月ごと」に改める。
- 第7条の見出し中「辞退」を「辞退手続」に改める。
- 第8条第1項第3号中「及び」を「又は」に改め、同項第6号中「、又は」を「又は」に改め、同条第2項中「、又は」を「又は」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同条第3項中「当該高等学校長の」を「学校長が」に改める。
- 第9条の見出し中「一時停止」を「一時停止手続等」に改め、同条第1項中「被貸与者」を「当該被貸与者」に改め、同条第2項中「10単位」を「、10単位」に改める。
- 第10条第2項中「規定による申請書」を「復活申請書」に、

「復活の」を「貸与の復活の」に、「復活を適当と」を「貸与の復活を適当であると」に、「不相当と」を「貸与の復活を不相当であると」に改める。

第11条の見出し中「取消し」を「取消し手続」に改め、同条中「被貸与者」を「当該被貸与者」に改める。

第12条第1項中「、当該取消し」を「当該取消し」に、「6箇月」を「6月」に、「及び」を「又は」に、「貸与を受けた月数」を「、貸与を受けた月数」に改め、同条第2項中「受けられなかった者」を「受けられなかったもの」に、「満了した者及び」を「満了したもの又は」に、「取り消された者」を「取り消されたもの」に改め、同条第3項中「理由により」を「理由により修学奨励資金の」に、「貸与を受けた」を「、貸与を受けた」に改める。

第13条第1項中「返還猶予を」を「返還の猶予を」に改め、同条第2項中「規定による申請書」を「返還猶予申請書」に、「返還猶予の」を「返還の猶予の」に、「猶予を適当と」を「返還の猶予を適当であると」に改め、同条第3項中「返還猶予」を「返還の猶予」に、「1年以内とし」を「、1年以内とし」に改め、同項ただし書中「猶予」を「返還の猶予」に改める。

第14条第1項第4号中「猶予」を「返還の猶予」に改め、同条第2項中「、又は」を「又は」に、「当該債務」を「、当該債務」に改める。

第15条第1項中「返還免除を」を「返還の免除を」に改め、同条第2項中「申請書」を「返還免除申請書」に、「返還免除の」を「返還の免除の」に、「返還免除を」を「返還の免除を」に、「不相当と」を「不相当であると」に改める。

第16条中「貸与について」を「貸与に関し」に改める。
別記様式を次のように改める。

別記 第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
電話番号

親権者又は未成年後見人 郵便番号
住所
氏名
電話番号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与申請書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第2条第1項の規定に基づき修学奨励資金の貸与を受けたいので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第3条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、修学奨励資金の貸与の決定等のため、関係機関に対して必要な調査をされることについて同意します。

申請者	フリガナ氏名		生年月日	
	現住所			
在学する学校名				
課程等	定時制 第 学年	入学等年月日	年 月 日	入学 転籍 転学 編入
	通信制 第 年次			
貸与を受けようとする期間		年 月から	年 月までの	月間

注 申請者が未成年者である場合は、親権者又は未成年後見人の署名が必要です。

第2号様式 (第3条、第8条関係)

資産生計調査書

住所										
氏名										
学校名										
定時制課程 第 学年										
通信制課程 第 年次										
申請者等と生計を一にする家族	申請者等の続柄	氏名	年齢	申請者等との同居又は別居の別	職業	所得区分	前年の所得額	前年の所得税額	今年の見込所得額	その他参考事項
	申請者等本人									
資産等	家屋	宅地	田	畑	果樹園	山林	その他	負債		
	m ²	m ²	a	a	a	ha		円		
備考										

- 注 1 この資産生計調査書は、申請者又は被貸与者と生計を同じくする親族のことについて記入してください。
- 2 申請者又は被貸与者及びその扶養者については、前年の所得額を証する書類を添えてください。
- 3 「その他参考事項」欄は、前年の所得と今年の見込所得とに著しい相違があるときはその理由、申請者又は被貸与者以外に学生がいるときはその学校名等その他特別な理由がある者について具体的にその理由を記入してください。
- 4 「備考」欄は、家族の状況、資産の内容その他参考となることを詳細に記入してください。

第4号様式 (第5条関係)

誓約書				年 月 日
高知県教育長				様
被貸与者	決定番号		学校名	
	フリガナ氏名		住所	(郵便番号 -)
	生年月日	年 月 日	電話番号	
親権者※1	フリガナ氏名		住所	(郵便番号 -)
	生年月日	年 月 日	電話番号	
	被貸与者との続柄		職業	勤務先
連帯保証人※2	フリガナ氏名		住所	(郵便番号 -)
	生年月日	年 月 日	電話番号	
	被貸与者との関係		職業	勤務先
連帯保証人※2	フリガナ氏名		住所	(郵便番号 -)
	生年月日	年 月 日	電話番号	
	被貸与者との関係		職業	勤務先

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例及び高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定に従い、被貸与者としての責務を誠実に果たします。

親権者においては、被貸与者に対して、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例及び高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定に従い、被貸与者としての責務を誠実に果たさせるとともに、義務の不履行その他不都合な行為をさせないようにします。

連帯保証人においては、貸与を受ける修学奨励資金の返還の債務について、被貸与者と連帯して負担します。

被貸与者及び連帯保証人においては、貸与を受ける修学奨励資金の返還を怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。また、被貸与者又は連帯保証人のいずれか1人が高知県教育長から当該修学奨励資金の返還を求められたときは、当該返還を求められた者以外の被貸与者又は連帯保証人の全てに対しても返還を求められたこととすることに同意します。

被貸与者、親権者及び連帯保証人においては、修学奨励資金の貸与の申請時から当該修学奨励資金の返還の完了までの間における当該修学奨励資金に係る事務処理上必要があると認められる関係機関に対する調査の実施について同意します。

備考 ※1 被貸与者が成年者である場合は、親権者の記載は必要ありません。
 ※2 連帯保証人は、親権者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
 ※3 この誓約書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。

第5号様式 (第6条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
 学校名
 郵便番号
 住所
 氏名
 電話番号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金請求書

年 月から 年 月までの修学奨励資金について、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第6条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記
 金 円

第6号様式 (第8条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
学校名
郵便番号
住所
氏名
電話番号

連帯保証人異動報告書

下記のとおり連帯保証人に異動がありましたので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第8条第2項の規定により届け出ます。

記

1 異動の内容等

2 異動事項

新旧の別	氏名	被貸与者との関係	生年月日	職業	年収	資産等	住所等
旧							郵便番号 ー 住所 電話番号
							郵便番号 ー 住所 電話番号
新							郵便番号 ー 住所 電話番号
							郵便番号 ー 住所 電話番号

注 新たに連帯保証人になる方については、誓約書(別記第4号様式)を添えてください。

第7号様式 (第9条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県教育長 印

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与停止通知書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第4条の規定により下記のとおり修学奨励資金の貸与を一時停止しますので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第9条第1項の規定により通知します。

記

1 一時停止の理由

2 一時停止の期間

年 月から

第8号様式 (第10条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
学校名
郵便番号
住所
氏名
電話番号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与復活申請書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第5条の規定による修学奨励資金の貸与の復活を希望しますので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第10条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 貸与の復活を申請する理由
- 2 貸与の一時停止の始期
年 月から
- 3 貸与の一時停止の理由がなくなった年月日
年 月 日

第9号様式 (第10条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県教育長 印

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与復活通知書

年 月 日付けで申請のありました修学奨励資金の貸与の復活については、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第5条の規定により年 月から行うこととしましたので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

第10号様式 (第11条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県教育長 印

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与取消通知書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第6条の規定により下記のとおり修学奨励資金の貸与を取り消しますので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第11条の規定により通知します。

記

- 1 取消しの理由

- 2 取消しの始期
年 月から

第11号様式 (第12条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
学校名
郵便番号
住所
氏名
電話番号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還計画書

下記のとおり貸与を受けました修学奨励資金を返還したいので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第12条第2項の規定により申し出ます。

記

- 1 貸与を受けた期間
年 月から 年 月までの 月間

- 2 貸与を受けた金額
円

- 3 返還計画
 - (1) 年 月から 月間の毎月 千円の月賦とする。
 - (2) 年 月から 年 月間の毎回 千円の半年賦とする。
 - (3) 繰上げ返還をする場合は、その方法

第12号様式 (第13条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
学校名
郵便番号
住所
氏名
電話番号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還猶予申請書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第8条の規定により修学奨励資金の返還の猶予を受けたいので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 貸与を受けた期間
年 月 から 年 月 までの 月間
- 2 貸与を受けた金額
円
- 3 返還済金額
円
- 4 返還の猶予を受けようとする金額
円
- 5 返還の猶予を受けようとする期間
年 月 から 年 月 まで
- 6 返還の猶予を受けようとする理由

注 返還の猶予を受けようとする理由を証する書面を添えてください。

第13号様式 (第13条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県教育長 印

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還猶予通知書

年 月 日付けで申請のありました修学奨励資金の返還の猶予については、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第8条の規定により年 月 日まで猶予することとしましたので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。

第14号様式 (第15条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
 学校名
 郵便番号
 住所
 氏名
 電話番号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還免除申請書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第9条の規定により修学奨励資金の返還の免除を受けたいので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第15条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 貸与を受けた期間
年 月から 年 月までの 月間
- 2 貸与を受けた金額
円
- 3 返還済金額
円
- 4 返還の免除を受けようとする金額
円
- 5 返還の免除を受けようとする理由

注 1 返還の免除を受けようとする理由を証する書面(心身障害の状態になった場合は、診断書)を添えてください。
 2 被貸与者が死亡した場合は、死亡したことを証する書面を添えて、遺族又は連帯保証人の方が申請してください。

第15号様式 (第15条関係)

第 号
年 月 日住所
氏名 様

高知県教育長 印

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還免除通知書

年 月 日付けで申請のありました修学奨励資金の返還の免除については、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第9条の規定により下記のとおり決定しましたので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第15条第2項の規定により通知します。

記

- 1 貸与金額
円
- 2 返還済金額
円
- 3 返還未済金額
円
- 4 返還免除金額
円
- 5 返還を免除する理由

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

~~~~~

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年11月1日

高知県教育長 長岡 幹泰

**高知県教育委員会規則第15号**

**高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則（平成19年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式裏面中「㊦」を削る。

別記第4号様式備考中「月ごろを」を「月頃を」に改める。

別記第6号様式中

「 奨学生及び連帯保証人においては、奨学金の返還を怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。」

を

「 奨学生及び連帯保証人においては、貸与を受ける奨学金の返還を怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。また、奨学生又は連帯保証人のいずれか1人が高知県教育長から当該奨学金の返還を求められたときは、当該返還を求められた者以外の奨学生又は連帯保証人の全てに対しても返還を求められたこととすることに同意します。」

に改める。

別記第7号様式から別記第10号様式まで、別記第12号様式及び別記第15号様式中「㊦」を削る。

別記第18号様式中

「 なお、高知県県立高校通学支援奨学金の返還の完了までにおける当該奨学金に係る事務処理上必要があると認められる関係機関に対する調査の実施について同意するとともに、当該奨学金の返還を怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。」

を

「 なお、高知県県立高校通学支援奨学金の返還の完了までにおける当該奨学金に係る事務処理上必要があると認められる関係機関に対する調査の実施について同意するとともに、当該奨学金の返還を怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。また、奨学生又は連帯保証人のいずれか1人が高知県教育長から当該奨学金の返還を求められたときは、当該返還を求められた者以外の奨学生又は連帯保証人の全てに対しても返還を求められたこととすることに同意します。」

に改める。

別記第19号様式から別記第21号様式まで及び別記第23号様式中「㊦」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**教育委員会訓令**  
 -----

## 高知県教育委員会訓令第10号

教育委員会事務局  
各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年11月1日

高知県教育長 長岡 幹泰

**高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程の一部を改正する訓令**

高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程（昭和61年8月高知県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

**別記****第1号様式**（第7条関係）

衛生管理者選任報告書

年 月 日

総括衛生管理者 様

高知県教育センター所長

次のとおり報告します。

|         |       |           |
|---------|-------|-----------|
| 衛生管理者   | 職・氏名  |           |
|         | 生年月日  | 年 月 日（ 歳） |
| 選任年月日   | 年 月 日 |           |
| 資格取得年月日 | 年 月 日 |           |
| 経歴の概要   |       |           |
| 参考事項    |       |           |

- 注 1 「経歴の概要」欄は、衛生管理者の職歴、勤務年数等を記入すること。  
 2 「参考事項」欄は、新任、改任等衛生管理者の選任の事由を記入すること。  
 3 衛生管理者の免許証の写しを添付すること。

**第2号様式** (第10条の2関係)

センター衛生委員会委員決定報告書

年 月 日

総括衛生管理者 様

高知県教育センター所長

次のとおり報告します。

| 職名 | 氏名 | 備考 |
|----|----|----|
|    |    |    |
|    |    |    |
|    |    |    |

注 「備考」欄は、衛生管理者、職員団体等の推薦者等の区分を記入すること。

**第3号様式** (第14条の2関係)

センター衛生委員会開催状況報告書

年 月 日

総括衛生管理者 様

高知県教育センター所長

次のとおり報告します。

| 開催年月日 | 年 月 日 |      |
|-------|-------|------|
| 出席委員数 | 人     |      |
| 議題    | 審議状況  | 処理状況 |
|       |       |      |

## 附 則

この訓令は、令和4年11月1日から施行する。

-----  
 監 査 公 表  
 -----

## 監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和4年8月24日 高知市 窪則光から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年10月13日に監査結果を通知したので、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年11月1日

|         |     |    |
|---------|-----|----|
| 高知県監査委員 | 下村  | 勝幸 |
| 同       | 金岡  | 佳時 |
| 同       | 奥村  | 陽子 |
| 同       | 五百蔵 | 誠一 |

(原文登載)

## 高知県職員措置請求監査報告書

## 第1 監査の請求

## 1 高知県職員措置請求書の提出

令和4年8月24日

## 2 請求人

高知市 窪 則光

## 3 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

## (1) 措置内容

令和4年9月27日に举行される「故安倍晋三国葬儀」（以下「本件国葬」という。）への高知県知事（以下「知事」という。）及び高知県議会議長（以下「議長」という。）らの参列に対して公費を支出することは違法であるので、これの差し止め、又は返還を求める。

## (2) 請求の理由（原文登載）

高知県知事や高知県議会議長等が国葬に出席する為、高知県の公費出席は、根拠づける法律は存在せず、地方公共団体の「事務」には該当しない違法行為であるため支出の差し止めを求める。

## (3) 事実を証する書面

ア 国葬出席予想者名簿

イ 令和4年8月20日付 日経新聞記事

ウ 令和4年8月22日付 毎日新聞記事

## 第2 請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第3 監査の実施

## 1 監査対象事項

請求の内容から、令和4年9月27日に举行された本件国葬への参列に際して公費を支出することが違法であるかを監査対象とした。

## 2 監査対象部局

本件国葬に出席した知事及び議長等の旅費を所管している高知県総務部秘書課（以下「秘書課」という。）及び高知県議会事務局総務課（以下「総務課」という。）を監査対象部局とした。

## 3 証拠の提出及び陳述

## (1) 請求人の陳述

令和4年9月15日、法第242条第7項の定めるところにより、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたが陳述は不要であるとの回答があった。

## (2) 監査対象部局の陳述

同日、監査対象部局である秘書課及び総務課に対し、陳述の機会を設けたところ、秘書課及び総務課からおおむね次のとおりの陳述があった。

なお、秘書課及び総務課から説明用資料として、次の書類の提出があった。

## ア 提出資料

安倍元首相の国葬への公費支出差し止めに係る住民監査請求について（秘書課・総務課）

## イ 陳述の概要

## (ア) 公務とする判断について

(秘書課)

公務として公費での参列を予定している。

本件国葬は、閣議決定を経て公費で行う国の儀式であり、国葬儀委員長である岸田文雄内閣総理大臣からの案内もあり、地方公共団体の長として公務で参列することが適当であると考えます。

また、地方公共団体の長としての立場で参列し、哀悼の意を表することは、社会的儀礼や社会通念上からも合理的な裁量の範囲内の行為として是認されるべきものである。

(総務課)

公務として公費での参列を予定している。

本件国葬は、閣議決定を経て公費で行う国の儀式である。

全国都道府県議会議長会を通じて、国葬儀委員長である岸田文雄内閣総理大臣から本県議長に対して案内があったものである。

全国都道府県議会議長会副会長という立場もあり、地方自治体の議長として公務で参列することが適当である。

また、地方自治体の議長としての立場で出席し、弔意を表することは、社会通念上儀礼の範囲内である。

## (イ) 出張の裁量について

(秘書課)

出張目的や出張内容等の決定は、原則的に長の合理的な裁量に委ねられているという判例（平16・5・27福岡高等裁判所判決）もあるため、本件国葬への参列に係る公費での出張は、知事の裁量の範囲内であると考えます。

(総務課)

出張の目的や出張等の決定は、原則的に議長の合理的な裁量に委ねられていると解されるため、本件国葬への参列に係る公費での出張は、議長の裁量の範囲内であると考えます。

## 4 監査の実施

秘書課及び総務課から令和4年9月21日に聴取を行うとともに、その後、秘書課及び総務課に対して経費の支出状況等についての調査を行った。

## 第4 監査の結果

## 1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、確認した事実は、次のとおりである。

## (1) 本件国葬の举行について

令和4年7月22日、本件国葬を9月27日に日本武道館で行うこと、葬儀委員長は内閣総理大臣とすること及び葬儀のため必要な経費は国費で支弁することが閣議決定された。

本件国葬は、9月27日に日本武道館で举行された。

## (2) 知事及び議長の参列について

## ア 知事の参列について

## (ア) 本件国葬への参列について

令和4年9月2日、知事の定例記者会見で、記者の質問に対し、安倍元総理の国葬に関して、正式な案内があれば地方公共団体の長として参列すると表明した。

9月9日、知事あての案内文書が全国知事会を通じて、高知県東京事務所に送付された。

9月12日、案内状の原本を受け取り、同日付で全国知事会に対してメールで参列の意向を伝えた。

9月27日、本件国葬に知事が参列した。また、秘書1名が随行した。

## (イ) 公費の支出について

本件国葬に際して支出された公費は、知事及び随行する秘書の旅費（日帰り）142,120円及び知事公

邸から高知龍馬空港までのハイヤー借上料11,200円で合計は153,320円であった。

(ウ) 秘書の随行について

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）第13条第1号では秘書課の分掌事務として「秘書に関すること。」と規定されており秘書用務として公務に随行した。

イ 議長への参列について

(ア) 本件国葬への参列について

令和4年8月23日、全国都道府県議会議長会から本件国葬への出欠への回答を求める事務連絡のメールがあり、議長の意向も確認した上で、9月5日に出席の回答を行った。

9月27日、本件国葬に議長が参列した。また、秘書1名が随行した。

(イ) 公費の支出について

本件国葬に際して支出された公費は、議長及び随行する秘書の旅費（日帰り）145,520円であった。

(ウ) 秘書の随行について

高知県議会議事局規程（平成15年高知県議会議訓令第1号）第5条第1項第1号では総務課の分掌事務として「議長及び副議長の秘書に関すること。」と規定されており秘書用務として公務に随行した。

2 判断

(1) 本件国葬の違法性について

請求人は、本件国葬が違法であると主張しているが、住民監査請求は普通地方公共団体における財務会計上の行為又は怠る事実が対象であり、本件国葬は高知県の財務会計上の行為や怠る事実ではないため、本件国葬の違法性については、住民監査請求の対象にならない。

(2) 県費支出の違法性について

請求人は、本件国葬は、根拠づける法律の存在しない違法行為であり、これに賛同し参加することは地方公共団体の「事務」には該当しない違法行為であると主張している。

しかし、法第2条第2項では、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」と規定されている。この規定は、普通地方公共団体が、まず、「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにした上で、なお、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務を処理するものであることを一般的に例示しているものであって、「地域における事務」

には法律や政令の根拠が必要なものに限らず、儀礼的なものも含まれると考えられる。

本件国葬は、閣議決定に基づき実施されたものであり、国が主催する公式行事として案内のあったものである。これに参列して知事や議長として県民を代表して弔意を表することは、社会通念上の儀礼の範囲であると考えられる。このため、本件国葬への参列は知事及び議長の裁量の範囲を逸脱しているとは認められない。

3 結論

以上のことから、本件国葬への知事及び議長らの参列に対して旅費を支給することを差し止めること、又は、参列した職員に対して支給された公費を返還させることを求める請求人の主張には理由がない。

よって本件措置請求を棄却する。

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和4年8月29日 室戸市 澤山保太郎ほか2名から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年10月13日に監査結果を通知したので、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年11月1日

|         |     |    |
|---------|-----|----|
| 高知県監査委員 | 下村  | 勝幸 |
| 同       | 金岡  | 佳時 |
| 同       | 奥村  | 陽子 |
| 同       | 五百藏 | 誠一 |

(原文登載)

高知県職員措置請求監査報告書

第1 監査の請求

1 高知県職員措置請求書の提出

令和4年8月29日

2 請求人

室戸市 澤山 保太郎

室戸市 田原 茂良

室戸市 田原 一江

3 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

(1) 措置内容

令和4年9月27日に举行される「故安倍晋三国葬儀」（以下「本件国葬」という。）への高知県知事（以下「知事」という。）及び高知県議会議長（以下「議長」という。）らの参列に対して公費を支出することは違法かつ不当であるので、これを差し止めることを求める。支出差し止めができない場合は、関係職員による県への賠償（返還）を求める。

(2) 請求の理由（原文登載）

ア 元日本国総理大臣の安倍晋三は、本年7月8日奈良市西大寺駅頭である青年により銃撃を受け横死したが、現岸田内閣は安倍氏の葬儀を国葬という形で弔うことを閣議決定をした。この葬儀への参加者は日本国内外6000人を超え、費用も国費2億5千万円を使うとのことであり、高知新聞によると、この葬儀には「自治体関係者」も招待されるとのことである。知事及び県議会議長が招待され、その際の旅費等の出張費用が公費で賄われる可能性が大である。

イ 安倍氏の国葬には法的根拠がない。政府は安倍国葬についての根拠として、内閣府設置法第4条の第3項第33号に内閣府の所掌として「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関すること」を挙げているが、そもそもその「儀式」の規定は特定政治家の葬儀を国葬という儀式にすることができるとの規定とは解釈されるものではない。戦前の勅令のごとく内閣がきめるものが法であるとするなら内閣の権限の濫用であって、内閣法に違反する。内閣法第1条では内閣の権限は憲法第73条ほか、憲法の定める職権によって行うとされており、憲法のどこにも、特定政治家の葬儀を執行することを内閣の権限にするなどという規定はない。内閣（政府）が特定政治家安倍晋三氏の葬儀を行う事、これを国葬にすることは憲法を逸脱する行為であり、これに賛同し参加することも憲法違反行為への加担である。地方自治法では法令に違反する行為は禁止され、その行為は無効とされている。（第2条第16項、17項）

ウ いくつかの世論調査では、安倍晋三氏の国葬については大半の国民が反対している模様であって、その理由は、総理大臣在任中の業績について安民法制強行制定や森友、加計学園の疑惑事件への関与、桜を見る会などその内容や扱い手法が著しく反民主主義で国民から蟹蟹を買っており、かててくわえてその死因となった統一教会にかかわった事案については安倍晋三が日本の政治全体を地に貶めた元凶の一人とされており、到底その死を国葬として敬意をもって弔われる資格があるとは考えられていない。

エ また国保加入の一般国民は葬祭費として1件5万円を請求できるだけである。この安倍氏の国葬に2億5千万円もの巨費を使うというのはあまりにもひどい不平等である。

オ 支出が差し止められない場合は、支給された者に出張額の返還（賠償）を求める。

(3) 事実を証する書面

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ア 令和4年8月26日付 高知新聞記事<br/>イ 週刊文春令和4年8月18・25日合併号 特集記事</p> <p>第2 請求の受理<br/>本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。</p> <p>第3 監査の実施</p> <p>1 監査対象事項<br/>請求の内容から、令和4年9月27日に挙行された本件国葬への参列に際して公費を支出することが違法又は不当であるかを監査対象とした。</p> <p>2 監査対象部局<br/>本件国葬に参列した知事及び議長等の旅費を所管している高知県総務部秘書課（以下「秘書課」という。）及び高知県議会事務局総務課（以下「総務課」という。）を監査対象部局とした。</p> <p>3 証拠の提出及び陳述</p> <p>(1) 請求人の陳述</p> <p>ア 令和4年9月15日、法第242条第7項の定めるところにより、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。<br/>また、法第242条第8項の定めるところにより、関係職員として、秘書課及び総務課の職員5名を立ち会わせた。</p> <p>イ 措置請求書を補充する証拠として、次の書類の提出があった。<br/>安倍国葬への監査請求について 補足陳述</p> <p>ウ 陳述の概要<br/>安倍氏の国葬には法的根拠はなく、憲法（第73条）に定める内閣の職務権限にも該当しない。<br/>国葬も葬儀であり、宗教行事である。憲法第20条（第3項）では、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定されており、国葬は憲法第20条にも違反する。<br/>国の違法行為であるとしても、地方自治法第2条第16項では「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」とされており、同第17項では、「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。」とされていることから、違法な国葬への出席に対して公費を支出することはあってはならない。</p> <p>(2) 監査対象部局の陳述<br/>同日、監査対象部局である秘書課及び総務課に対し、陳述の機会を設けたところ、秘書課及び総務課からおおむね次のとおりの陳述があった。</p> | <p>なお、秘書課及び総務課から説明用資料として、次の書類の提出があった。</p> <p>ア 提出資料<br/>安倍元首相の国葬への公費支出差止めに係る住民監査請求について（秘書課・総務課）</p> <p>イ 陳述の概要</p> <p>(ア) 公務とする判断について<br/>（秘書課）<br/>公務として公費での参列を予定している。<br/>本件国葬は、閣議決定を経て公費で行う国の儀式であり、国葬儀委員長である岸田文雄内閣総理大臣からの案内もあり、地方公共団体の長として公務で参列することが適当であると考ええる。<br/>また、地方公共団体の長としての立場で参列し、哀悼の意を表することは、社会的儀礼や社会通念上からも合理的な裁量の範囲内の行為として是認されるべきものである。<br/>（総務課）<br/>公務として公費での参列を予定している。<br/>本件国葬は、閣議決定を経て公費で行う国の儀式である。<br/>全国都道府県議会議長会を通じて、国葬儀委員長である岸田文雄内閣総理大臣から本県議長に対して案内があったものである。<br/>全国都道府県議会議長会副会長という立場もあり、地方自治体の議長として公務で参列することが適当である。<br/>また、地方自治体の議長としての立場で参列し、弔意を表することは、社会通念上儀礼の範囲内である。</p> <p>(イ) 出張の裁量について<br/>（秘書課）<br/>出張目的や出張内容等の決定は、原則的に長の合理的な裁量に委ねられているという判例（平16・5・27福岡高等裁判所判決）もあるため、本件国葬への参列に係る公費での出張は、知事の裁量の範囲内であると考ええる。<br/>（総務課）<br/>出張の目的や出張等の決定は、原則的に議長の合理的な裁量に委ねられていると解されるため、本件国葬への参列に係る公費での出張は、議長の裁量の範囲内であると考ええる。</p> <p>4 監査の実施<br/>秘書課及び総務課から令和4年9月21日に聴取を行うとともに、その後、秘書課及び総務課に対して経費の支出状況等</p> | <p>についての調査を行った。</p> <p>第4 監査の結果</p> <p>1 事実関係の確認<br/>監査対象部局に対する監査の結果、確認した事実は、次のとおりである。</p> <p>(1) 本件国葬の挙行について<br/>令和4年7月22日、本件国葬を9月27日に日本武道館で行うこと、葬儀委員長は内閣総理大臣とすること及び葬儀のため必要な経費は国費で支弁することが閣議決定された。<br/>本件国葬は、9月27日に日本武道館で挙行された。</p> <p>(2) 知事及び議長の参列について</p> <p>ア 知事の参列について<br/>(ア) 本件国葬への参列について<br/>令和4年9月2日、知事の定例記者会見で、記者の質問に対し、安倍元総理の国葬に関して、正式な案内があれば地方公共団体の長として参列すると表明した。<br/>9月9日、知事あての案内文書が全国知事会を通じて、高知県東京事務所に送付された。<br/>9月12日、案内状の原本を受け取り、同日付で全国知事会に対してメールで参列の意向を伝えた。<br/>9月27日、本件国葬に知事が参列した。また、秘書1名が随行した。</p> <p>(イ) 公費の支出について<br/>本件国葬に際して支出された公費は、知事及び随行する秘書の旅費（日帰り）142,120円及び知事公邸から高知龍馬空港までのハイヤー借上料11,200円で合計は153,320円であった。</p> <p>(ウ) 秘書の随行について<br/>高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）第13条第1号では秘書課の分掌事務として「秘書に関すること。」と規定されており秘書用務として公務に随行した。</p> <p>イ 議長の参列について<br/>(ア) 本件国葬への参列について<br/>令和4年8月23日、全国都道府県議会議長会から本件国葬への出欠への回答を求める事務連絡のメールがあり、議長の意向も確認した上で、9月5日に出席の回答を行った。<br/>9月27日、本件国葬に議長が参列した。また、秘書1名が随行した。</p> <p>(イ) 公費の支出について<br/>本件国葬に際して支出された公費は、議長及び随行する秘書の旅費（日帰り）145,520円であった。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (ウ) 秘書の随行について

高知県議会事務局規程(平成15年高知県議会訓令第1号)第5条第1項第1号では総務課の分掌事務として「議長及び副議長の秘書に関すること。」と規定されており秘書用務として公務に随行した。

## 2 判断

## (1) 本件国葬の違法性について

請求人は、本件国葬が違憲・違法であると主張しているが、住民監査請求は普通地方公共団体における財務会計上の行為又は怠る事実が対象であり、本件国葬は高知県の財務会計上の行為や怠る事実ではないため、本件国葬の違憲性及び違法性については、住民監査請求の対象にならない。

## (2) 県費支出の違法性について

請求人は、本件国葬は、根拠づける法律の存在しない違法行為であり、これに賛同し参加することは法令に違反する行為を禁止し、その行為は無効とする法第2条第16項及び第17項に違反すると主張している。

しかし、法第2条第2項では、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」と規定されている。この規定は、普通地方公共団体が、まず、「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにした上で、なお、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務を処理するものであることを一般的に例示しているものであって、「地域における事務」には法律や政令の根拠が必要なものに限らず、儀礼的なものも含まれると考えられる。

本件国葬は、閣議決定に基づき実施されたものであり、国が主催する公式行事として案内のあったものである。これに参列して知事や議長として県民を代表して弔意を表することは、社会通念上の儀礼の範囲であると考えられる。

このため、本件国葬への参列は知事及び議長の裁量の範囲を逸脱しているとは認められない。

## (3) 県費支出の不当性について

本件国葬への参列に際して支出される公費は旅費及び知事公邸から高知龍馬空港までのハイヤー借り上げ料となっているが、いずれも関連する条例等の規定に従って適正に処理されている。

## 3 結論

以上のことから、本件国葬への知事及び議長らの参列に対して旅費を支給することを差し止めること、又は、参列した職員に対して支給された公費を返還させることを求める請求

人の主張には理由がない。

よって本件措置請求を棄却する。